

綱領
一、我等は團結の威力をもつて労働條件の改善向上をはかり、進んで労働者の政治的、社会的、経済的の伸張を期す。
二、我等は平等なる組織と合理的に有效なる職務をもつて、資本家の社会的不正不義に對し徹底的に闘争せんことを期す。

- 一、金融資本獨占による主要産業統制權の確定に絕對反對
- 二、資本家本位の産業合理化に絕對反對
- 三、製鐵所の民營化に絕對反對
- 四、賃金低下解除に絕對反對
- 五、失業救済施設の即時實施
- 六、完全なる團體協約制の確立
- 七、最低賃金の設定
- 八、純八時間労働制一週四十八時間制の徹底的實施
- 九、臨時雇傭制度の撤廃
- 十、無罪階級運動取締諸法令の改廢
- 十一、労働立法の改正並に制定
- 十二、工場法の改正
- 十三、健康保險法規の改正
- 十四、官營工場共済組合の法人化
- 十五、定休日給料金額支給實施
- 十六、メーデーの街頭デモ參加

規約

第一章 總則

第一條 本會は日本製鐵労働組合聯合會と稱し本部を八幡市に置く。
第二條 本會は宣言主義綱領並に決議の遂行を以て目的とす。
第三條 本會は前條の目的を達成する爲め左の専門部を置く。
専任部 宣傳部、計量部、政治部、調査部、出版部、購買部、研究部、通信部、庶務部、立書部、教育部、事業部、救済部、争議部、婦人部、圖書部、圖書部、青年部、辯論部、組織部、(各専門部は別に此れを定む)

第四條 本會は本會の主旨に賛同する製鐵業に従事する労働者の労働組合を以て組織す。
第五條 本會に左の機關を置く。
一、大會
二、中央委員會
三、中央執行委員會
四、統制委員會
五、顧問會
六、役員總會
七、組合長會

第六條 大會は本會の最高決議機關にして大會代議員並に本部役員及正副組合長を以て構成す。
第七條 大會は毎年一回會長を召集す。
但し次の場合は臨時大會を召集するものとす。
(一) 中央委員會の必要と認めたる場合
(二) 總組合員數の三分の一以上による臨時大會の要求ありたる場合

第八條 本聯合會に所属する各組合は左の標準に依り會員中より大會代議員を選出するものとす。
(一) 會費完納五十名未満は 二名
(二) 會費完納五十名以上百名未満は 四名
百名以上二百名未満 六名
二百名以上三百五十名未満 十名
三百五十名以上五百名未満 十四名
五百名以上七百名未満 十八名
七百名以上 二十名

第九條 中央委員會大會より大會に召集する迄の決議機關にして中央執行委員、中央委員を以て構成し、中央委員會は本會の執行機關にして中央執行委員を以て構成し大會に對して責任を負ふものとす。
第十條 中央執行委員會は本會の執行機關にして中央執行委員を以て構成し大會に對して責任を負ふものとす。
第十一條 統制委員會は本會自設に各機關を統制するものにして統制委員長を召集す。
第十二條 顧問會は本會の諮問機關とし本部顧問を以て構成し最高顧問を召集す。
第十三條 役員總會は本會の統制連絡機關にして本會議員以上を以て構成し適宜會長を召集す。
第十四條 正副組合長會は各組合間の統制連絡機關にして各組合正副組合長を以て構成し會長適宜之を召集す。
第十五條 書記小會議は本會の事務連絡並に事務機關として各組合書記を以て構成し書記長を召集す。

第十六條 本會に左の役員を置く。
一、會長
二、副會長
三、最高顧問
四、顧問
五、統制委員長
六、中央執行委員
七、統制委員長
八、中央委員
九、會計部長
十、監査部長
第十七條 會長は本會を統制し事務の一切の責任を担ふ。
第十八條 副會長は會長を補佐し會長が不在する時は之を代理す。
第十九條 最高顧問は會長の指示を受け事務を處理す。
第二十條 顧問は會長の指示を受け事務を處理し其責任を負ふ。
第二十一條 役員總會は本會の事務を處理し其責任を負ふ。
第二十二條 正副組合長は各組合間の統制連絡に於て之を代表す。
第二十三條 書記小會議は本會の事務を處理し其責任を負ふ。
第二十四條 書記長は本會の事務を處理し其責任を負ふ。
第二十五條 會計部長は本會の會計事務を處理し其責任を負ふ。
第二十六條 監査部長は本會の會計事務を監査し其責任を負ふ。

第二十七條 本會の經費は會費及寄附金並に其他事業に依る收入を以て之に充つ但し會費は組合員一名につき男子一ヶ月十錢女子五錢とす。
第二十八條 本會の收入及支出に關する決算は大會に附議して承認を経る事を要す。
第二十九條 本會の會計事務は毎月中央執行委員に附議して承認を経る事を要す。
第三十條 本會の會計及財産管理に關する責任は中央執行委員以上を以て之を負ふものとす。

第三十一條 本會に所屬する各組合規約は本會之を定め各組合準則は別に之を定むるものとす。
第三十二條 本會の經費は會費及寄附金並に其他事業に依る收入を以て之に充つ但し會費は組合員一名につき男子一ヶ月十錢女子五錢とす。
第三十三條 本會の收入及支出に關する決算は大會に附議して承認を経る事を要す。
第三十四條 本會の會計事務は毎月中央執行委員に附議して承認を経る事を要す。
第三十五條 本會の會計及財産管理に關する責任は中央執行委員以上を以て之を負ふものとす。

第七章
第三十六條 本會に所屬する各組合規約は本會之を定め各組合準則は別に之を定むるものとす。
昭和七年一月十六日

日本製鐵労働組合聯合會